

令和3年5月

# 上天草市農業委員会会議録

令和3年5月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年5月11日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第7 報告第2号 利用権設定合意解約について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾	主事 塩田 有沙	主事 池林 真斗
会計年度任用職員 山下 久美	会計年度任用職員 石炭 麻美	

## 1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまから、令和3年5月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日、全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は5月の総会ということで、皆さん方には、大変ご多忙の中にご出席をいただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

皆さん方もご承知のとおり、コロナが非常に蔓延をいたしている中で、厳しい状況が続いております。蔓延防止重点措置とか、緊急事態宣言とか、いろんな措置がなされる中で、上天草市におきましても毎日のように感染者が出ているという、そのような状況でございます。厳しい中でのコロナ対策ということでもありますけれども、必ずやコロナを撲滅できるんじゃないかなろうかと、そういう甘い期待を持ちながら毎日を過ごしているわけでございますけれども、この農業委員会の総会の挨拶の中でコロナの問題を話さなければならないということで、私たちも心外でございますけれども、お互いに気をつけながら日常生活を送っていかなければと思っているわけでございます。

本日も、ひとつよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

### 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。3番、山口委員、4番、水野委員、よろしくお願いいたします。

### 4 議 事

#### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△番△外9筆、地目は畑、合計面積6,431㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約1.5kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が今回贈与される畑6,431㎡です。稼働力は3、農機具等は耕運機2、軽トラック1、消毒器1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。通作距離は、自宅から徒歩5分程度であり、農機具等の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ミカン、レモン等の果物を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明します。

申請人と譲渡人は親子で、昨日、現地調査のときには申請人の方からの説明を受けました。全部で10筆ということですが、今画面に出ていますところは休耕地になっております。こういうところが何か所かありましたが、申請人の方が元〇〇〇ということもありまして、なかなか元気がよく、チェーンソーや草刈機で現

地を拓いてから畑にして、先ほどありましたミカン、レモン等の果樹を植えたい、ということで説明を受けました。ここはほとんど段々畑でして、軽トラックが横づけで入るところもありましたけれども、入れないところも切り拓いていきたいというふうにおっしゃっておられました。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□△△△番△、地目は畑、面積302㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.4kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑4,288㎡、田1,332㎡、合計5,620㎡です。稼働力は2、農機具等は耕運機1、消毒器1、運搬車1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するということであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、豆、キャベツ、ジャガイモを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮）

はい。議案第1号の2番について、推進委員の二宮が説明します。昨日は立会いお疲れさまでした。

本件の物件は、○○○港から200mぐらい中に入ったところにあります。隣接する道がなく袋地ということで、隣の畑の所有者である譲受人が約10年耕作をしていたということで、今般、譲渡人から買ってほしいと依頼があって、売買をすることになったということでございます。審議をよろしく願います。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番につきまして、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
なお、3番につきましては、磯田委員、議事参与の制限のため退室をお願いいたします。

（6番 磯田委員 退室）

議長（西岡）

それでは、事務局、3番の説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。  
申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△外2筆。地目は畑、合計面積1,832㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.6kmのあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑6万6,065㎡、田2万6,350㎡、合計面積9万2,415㎡です。稼働力は5、農機具等はトラクター4、定植機2、ブームスプレーヤー1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から1km程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するということであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定ということであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内）

3番について、推進委員の山内が説明します。  
昭和42年頃、構造改善事業でお互いの農地をやり取りし、また、代替地を提供し工事をされたそうです。解決済みと思っていたので農地が残っていると思われなかったそうです。子供の代になればこのことが分からなくなるので、今回解決した

いと言われています。譲受人は法人化され、常時雇用をして頑張っておられます。現在、タマネギやサニーレタス等を作っておられます。審議よろしくをお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

（6番 磯田委員 入室）

#### 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番、地目は畑、面積49㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約3.8kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は物置の建設で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。権利の種類は贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、土地の流出等の危険性はなく、完成後のガス、湧水等の悪影響、及び日照、通風、耕作等への影響もないとのことです。

補足説明といたしまして、既に工事が完了していたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

はい。2号議案の1番について、山口が説明をいたします。

宅地と思って建てたら農地だったということが後で分かったということで、始末書も添付されております。見た目はとても日当たりのいい場所ですが、ここに行くのに一輪車を押していったら壁に手を擦ってけがをするというようなところの奥です。今説明されたとおりでございます。何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番外1筆。地目は畑1筆、田1筆、合計面積1,305㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約2kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場及び進入路で、事業資金は、土地購入費△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま

す。権利の種類は、売買による所有権の移転です。  
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにし、完成後のガス、湧水、捨石、粉塵等による付近の農地への影響、及び日照、通風、耕作等への悪影響もないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第2号の2番につきまして、岩崎が補足説明をいたします。

申請人は大矢野で土木建設業をされていて、事業の拡大に伴い資材置場が不足して困っておられたそうで、土地を探しておられたそうです。生コン製造所の近くで



国道へのアクセスもよく、今回の申請地を譲り受けることができたので、整地をして通路とコンクリート二次製品置場にしたいということで申請が上がっております。画面をご覧のとおり、整備されておりまして境界杭も確認をいたしました。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

### 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第3号、農用地利用集積計画（案）貸借権設定について。議案は6ページから7ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が2件、新規設定の計画が1件となっております。計画内容は、利用権の設定をする人3名、利用権の設定を受ける人3名、利用権設定面積合計1万3,417㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。議案第3号について説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第3号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

### 報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は8ページになります。

申請人は東京都の法人です。申請地の物件表示は、松島町阿村地区字□□□□△△△番△、地目は畑、面積926㎡のうち4㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約7.9kmのあたりに位置しております。申請事由は、携帯電話の無線基地局です。昨日の現地確認及び事業計画書、地区の排水同意書等の書類を鑑み、問題はないと思われまます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（岩崎）

報告第1号につきまして、推進委員の岩崎が報告いたします。

昨日から現地調査、お疲れさまでございました。建設予定地は国道266号線で、阿村のほうから姫戸に向かう、□□から100mぐらい港のほうに向かった左側になります。国道沿いです。国道と向こう側が干拓になっていますので、その間に畑があります。現在、畑は作られていますけれども、そこに立つ予定になっています。あとは報告のとおりです。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。今までは立会いを求めていたわけですが、今回は立会いに来られないということでした。事務局にお願いしますけれども、その建設場所の確認ができるような目印をはっきりとつけておくようにお願いします。何の印もなかったのも、あの家のそばじゃないか、どこだろうかと探しました。4㎡なら4㎡で、ロープかテープではっきりとしてもらわないと困ります。

3番（山口）

結構広いじゃないですか。926㎡のうちの4㎡でしょうけれども、ただ予定図が書いてあるだけだった。

議長（西岡）

そこに杭が1本打ってありました。この杭だろうなということでした。ただいまの件につきましては報告どおりといたします。

### 報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号、利用権設定合意解約について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第2号について、農業経営基盤強化促進法の規定により農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

議案の9ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町湯島字□□、地番△△△△番、登記簿地目は畑、面積は527㎡です。貸付人は市外の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。本来、令和3年4月1日から貸借の開始予定でありましたが、貸付人の方より契約内容を見直したいとの要望があり、令和3年3月31日付で双方合意により解約となりました。説明は以上となります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、何もございませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして、本日の議案の審議が全て終了いたしました。誠に協力ありがとうございました。

これをもちまして、本日の総会の議案を全て終了いたします。事務局のほうからその他ということで説明がございますので、よろしくお願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時00分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年5月11日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

山口勝喜

上天草市農業委員会 委員

水野美奈子